

岩手県告示第571号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成27年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年6月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社小林水道土木工業所
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市北天昌寺町2番8号
 - ウ 代表者の氏名 高橋浩二
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第405号
 - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年6月4日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年6月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社水沢工事センター
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区佐倉河字前田20番地
 - ウ 代表者の氏名 佐々木岳
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第865号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年5月29日付けで建築工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成27年6月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社ユアホーム
 - イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町西根谷来浦53番地1
 - ウ 代表者の氏名 佐藤壽恭
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第2984号
 - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年6月2日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成27年5月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社沼田建設
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市西青山三丁目34番1号
 - ウ 代表者の氏名 沼田昭
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第3230号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年5月25日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事

業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5 (1) 処分をした年月日 平成27年6月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社那須工業
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市東山町長坂字西本町137番地
 - ウ 代表者の氏名 那須邦雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第9555号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年5月29日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成27年6月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 新谷設備
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市大慈寺町8番46号
 - ウ 代表者の氏名 新谷剛志
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第20670号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年5月1日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7 (1) 処分をした年月日 平成27年5月29日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社リバティホーム
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市早瀬町二丁目5番57号
 - ウ 代表者の氏名 菊池正克
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第40125号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年5月28日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8 (1) 処分をした年月日 平成27年6月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 マルイチ工業
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町猿沢字伊沢田北沢45番地
 - ウ 代表者の氏名 首藤量平
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第80028号
 - (3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年6月5日付けで鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9 (1) 処分をした年月日 平成27年6月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 栗谷川建工
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡九戸村大字長興寺第5地割96番地3

ウ 代表者の氏名 栗谷川健一

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第150057号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年5月15日付けで建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。